

山梨県公報

号外第二十一号

平成二十二年

三月三十日

火 曜 日

目 次

規則
県職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則
山梨県財務規則の一部を改正する規則

規 則

山梨県規則第二十一号

県職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

県職員の仕事の設置に關する規則

第一条の表本庁に置かれる職の欄中、「県民室長」を削り、「事務局長政策企画監」を「事務局長、政策企画監」に改め、「医療企画監」及び「県立病院法人化推進監」を削り、「換地管理監、農政企画監」を「地域医療監、農政企画監、指導検査監」に改め、「農業団体調整監」を削り、「政策企画監、学術調査指導監」を「学術調査指導監」に改め、「道路管理監」の下に、「換地管理員」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中、「管理局長、医療局長」、「副徴収部長」、「管理局次長」及び「就職幹」を削り、「福祉指導幹」の下に、「総括技術管理幹」を加え、「精神保健幹」を削り、「観光推進幹」を「観光振興幹」に改め、「院長、副院長」、「薬剤部長、副

薬剤部長、薬局長」、「看護部長、副看護部長」、「総放射線技師長」、「総検査技師長」、「衛生検査技師長、主任衛生検査技師、衛生検査技師」、「マッサージ師長、主任マッサージ師、マッサージ師、主任歯科技工士、歯科技工士」、「視能訓練士長、主任視能訓練士、視能訓練士」、「臨床工学技士長」、「主任臨床工学技士、臨床工学技士、学長、学部長、研究科長、学生部長、図書館長、センター長、図書館副館長」、「教務主事」、「管理部長」及び「主任診療報酬計算員、診療報酬計算員」を削る。

第二条第一項中、「衛生検査技師長、主任衛生検査技師、衛生検査技師」、「マッサージ師長、主任マッサージ師、マッサージ師、主任歯科技工士、歯科技工士」、「視能訓練士長、主任視能訓練士、視能訓練士」、「臨床工学技士長、主任臨床工学技士、臨床工学技士」及び、「主任診療報酬計算員、診療報酬計算員」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十二号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第五号中、「県立大学」を削り、「副所長」の下に、「のうち所長が指定する者」を加える。

第三条第三項中、「それぞれ」を削る。

第三条の二第一項の表県民センター管内のかいに置かれる物品出納員の項第一号ア中、「及び中北建設事務所(峽北支所に限る。)」を、「中北建設事務所(峽北支所に限る。)」及び大門・塩川ダム管理事務所」に改め、同号イ中、「及び峽東建設事務所」を、「峽東建設事務所及びひ瀨瀨・琴川ダム管理事務所」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中、「吉田支所に限る。)」の下に、「ダム管理事務所」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 中北建設事務所(峽北支所を除く。)(に置かれる物品出納員にあつては、中北建設事務所(峽北支所を除く。))及び荒川ダム管理事務所に係る物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。))に関する事務

四 富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)(に置かれる物品出納員にあつては、富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。))及び深城ダム管理事務所に係る物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。))に関する事務

第三条の二第二項及び第三項中、「それぞれ」を削る。

第五条及び第八条中、「十一月十日」を「十一月五日」に改める。

第三十条第三項の表一の項中、「衛生公害研究所次長」を「衛生環境研究所次長」に、「宝石美術専門学校事務局総務・教務課長、産業技術短期大学校管理部長」を「宝石美術専門学校事務局次長、産業技術短期大学校事務局次長」に、「総合農業技術センター副所長」を「総合農業技術センター次長」に改め、「新環状・西関東道路建設事務所次

長」の下に「ダム管理事務所次長」を加える。

第七十六条に次の一号を加える。

五 自動車重量税及び自動車検査登録手数料

第百十一条第三号中「鉄道証券その他の」を削る。

第百十二条第二号中「鉄道債券その他の」を削る。

別表第一中「、県立大学」を削り、「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

別表第一の二から別表第一の四までを次のように改める。

別表第一の二(第三条関係)

かい長に委任する出先機関

かい長	出先機関
県立考古博物館館長	埋蔵文化財センター

別表第一の三(第三条の二関係)

財務審査監等の職にある出納員に委任する出先機関

出納員	出先機関
県立考古博物館を所管する出納員	埋蔵文化財センター

別表第一の四(第三条の二関係)

県民センター管内のかいに置かれる物品出納員に委任する出先機関

物品出納員	出先機関
県立考古博物館を所管する物品出納員	埋蔵文化財センター

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。